

平成27年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成27年6月30日 午前10時00分 開会
午後 0時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副市長兼都市整備部長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	まちづくり統括技監	松 倉 昌 明
総 務 部 長	山 本 眞 義	企 画 部 長	米 井 英 規
市民生活部長	芳 野 隆 一	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1	議第34号	葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第2	議第39号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
日程第3	議第41号	財産の取得について（吸収源対策公園緑地事業用地）

- 日程第4 議第44号 工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟
新築工事）
- 日程第5 議第35号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
ことについて
- 日程第6 議第36号 葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第37号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第40号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び
葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）
- 日程第10 議第43号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決に
ついて
- 日程第11 議第42号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 発議第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第13 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

本定例会中に開催されました各常任委員会及び議会改革特別委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る6月19日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行について、審査の概要を報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、現在の進捗状況として、ハード面とソフト面について、それぞれ説明がありました。ハード面については、本委員会へ付託された議第44号の審査過程で説明がございましたので、今回報告事項はありませんでした。また、ソフト面では、まず会社の概要について、会社設立時期、発行株数、出資金が決定し、このたび会社より運営基本構想が提出され、企業理念、経営方針、コンセプト、会社組織、重回帰分析による売上高計画及び中期収支計画が示された。中期収支計画では、会社設立以降、3年間は収支が赤字となることが想定されるが、4年目から黒字に転換し、10年後には内部保留資金が資本金相当額に回復すると考えている。なお、この構想は今後も随時修正される可能性があるので、ご了解願いたいという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、設立より初年度から3年間赤字が発生するとのことであるが、この補てんはどのようにして行うのか、また、敷地内の公園の維持管理費は、この収支計画の経費に含まれるのかという問いに対して、初年度等において発生する赤字については会社の資本金で賄い、公園の維持管理費については、正確な数値は試算できていないが、中期収支試算で示された委託費1,101万8,000円の中に含まれているという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、総地権者数17件のうち、現在10件と契約を締結済みであり、残りの7件のうち、間もなく契約見込みの方が2件、合意を得られる見込みである方が2件、鋭意交渉中の方が3件である。本年度中に全ての用地買収を完了させるべく努力してまいりたいという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは若干の質疑と、一日も早い事業の完遂を要望する声がありました。

続いて、行財政改革に関する事項であります。

理事者からは、新市建設計画の変更について、昨年12月定例会にて議決をいただいたので、現在のところ報告すべき事項はないという報告を受けました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会はこれまでに9回開催され、第8回目の協議会にて確認された葛城市生活交通ネットワーク実施計画についてパブリックコメントを実施し、出された意見より一部修正を加えたものについて計画が承認された。また、大和高田市の地域公共交通活性化協議会からも会議に参加をお願いし、大和高田市立病院への乗り入れについても同意をいただいた。第9回目の協議会では、2台の小型バスによる環状線ルートを設定し、スーパーマーケット、公共施設、鉄道等の公共交通機関、大和高田市立病院などに停留所を設置し、各地区を巡回するミニバスについては、3台のバスにより6つのルートを運行し、環状線ルートとの連絡や公共交通機関への接続を行い、身近に利用していただける公共交通網となっていることが確認された。運賃体系については、高齢者の方が多く利用されることを想定して、複雑でない料金体制を考慮した結果、環状線ルートバスもミニバスも、最初に乗ったバスで100円を負担していただければ1日有効となる料金体系が示され、承認された。また、バスの運行開始については平成27年末を予定していたが、ノンステップバスの改造に要する期間が6カ月ないし7カ月かかるため、当初より少しおくれる見込みであり、遅くとも来年2月には運行を開始してまいりたいという報告を受けました。

これを受け、委員からは若干の質疑がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、去る6月19日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託をされました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、26日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件でございます、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、及び葛城市学校給食センターについて、審査の概要をご報告いたします。

初めに、新クリーンセンター建設に係る諸事業についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況などについて報告がありました。まず、工事の状況については、以前から行っていた掘削工事が完了し、現在、工場棟の地下3階部分から梁や柱などのコンクリートを打設しており、煙突部分についても基礎の鉄筋を組んでいる。また、擁壁工事については、プラットフォームへの入り口部分の左右の擁壁の基礎コンクリートを打設

し、壁面の枠組みを組んでいるという報告がありました。

そして、引き続いて、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についても、理事者から報告を受けました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、9月1日から給食センターを稼働するに当たり、来たる8月10日と11日に給食試食会を実施したいと考えている。市議会議員については8月10日に試食会を実施する予定であるので、詳細が決まり次第連絡をいたします、このような報告を受けました。

なお、これらの2つの所管事項につきましても、委員会といたしましては、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告を申し上げます。

以上でございます。

下村議長 最後に、議会改革特別委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

西井議会改革特別委員長 議長のお許しを得ましたので、議会改革特別委員会における本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午後4時より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査の概要をご報告いたします。

委員会では、7月12日に開催する議会懇談会につきまして、当日の議員各位の役割分担や、参加者に配布する資料、説明資料等について、委員の皆さんに確認をしていただきました。

なお、懇談会の説明担当者については、議会改革特別委員を中心に割り振りさせていただきました。委員会までに各担当議員に自分の担当箇所の説明分を作成していただいておりますので、その取りまとめたものを委員各位に配付させていただきました。また、懇談会当日までに事前に説明担当者によるリハーサルを実施することになり、委員からは会議資料について改善すべき点や、リハーサルのやり方などのご意見をいただきました。

最後に、議会改革特別委員会といたしまして、これから議会基本条例の制定に向けて更に協議を進めていくに当たり、基本条例を制定している先進地であります生駒市議会を訪問させていただき、基本条例を制定するまでの経緯や制定後の状況とあわせて、本委員会の審査事項となっておりますインターネット中継についても、導入の状況など、議場の音響、映像放送設備について視察させていただくこととなりました。

以上、当委員会の報告といたします。

下村議長 本定例会中に開催されました各常任委員会及び議会改革特別委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

日程第1、議第34号から日程第4、議第44号の4議案を一括議題といたします。本4議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第34号、議第39号、議第41号及び議第44号

の4議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第34号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

続きまして、議第41号、財産の取得について（吸収源対策公園緑地事業用地）であります。

質疑では、財産の表示されている地積は、公簿面積か実測面積のどちらで記載されているのかという問いに対して、寺口地区の4筆は実測面積4万147平方メートルで表示しており、公簿面積では2万4,503平方メートルである。太田地区については国土調査済みであるので、公簿面積であるという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、寺口1160番地並びに寺口1161番地については、地積調査を行った結果、太田1299番地の周辺に含まれている土地ではなかったのか。そうだとすれば、その2筆を購入することは二重買いになるのではないのかという問いに対し、問題となっている寺口の2筆は、国土調査、台帳や過去の書類の確認、交渉時の所有者からの聞き取り、現地確認を行い、実在する土地であることの確認を行った上で契約を行っているので、二重の購入には当たらないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第44号、工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）であります。

質疑では、工事契約に至るまでの過程である都市計画法における各種申請はいつされたのか教えてもらいたいという問いに対し、この事業は都市計画法第34条の沿道サービスの道の駅として許可を得て、開発の事前協議については平成26年9月3日に申請を行い、同年12月24日に許可を得ている。同法第29条による開発申請については平成27年1月7日に申請を行い、同年5月15日に許可を受け、同日付で同法第37条の申請を行い、今月末には許可が下りる予定である。また、建築確認の申請については、その第37条の許可後に申請をすることになるが、建築確認の事前審査を財団法人なら建築住宅センターに依頼し、今回入札をさせていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、この契約金額には造成工事が含まれていると思われるが、この金額を単純に建築面積で計算すると坪単価が約90万円になる。鉄骨造りの一部2階建ての建物でこれくらいかかるものなのか。建築のみの金額は幾らになるのか教えてもらいたい。また、最低制限価格の設定が高いのではないかと、という問いに対して、今回の契約金額には造成工事が約2,000万円程度含まれており、建築工事についてはその残りの金額である。今回の最低制限価格の求め方については、以前は予定価格の85%程度であったものが、人件費などの高騰により、国土交通省が示す計算式の変更があり、予定価格の90%になったという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第41号の財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

本財産取得の目的であります吸収源対策公園緑地事業用地は、いずれも新道の駅建設事業用地と隣接する用地で、競売で入手した違法盛り土部分4万2,990平方メートル、新たに買収した民有地6,840平方メートル、及び違法盛り土部分の中で未登記となっていた民有地349平方メートル、合わせて5万179平方メートルを、開発公社から9,445万1,644円で買い戻し、2億4,000万円の多額の費用を投入して、吸収源対策公園緑地事業を実施しようとするものであります。

未登記部分を含めた違法盛り土部分4万3,339平方メートルの活用については、県が防災安全交付金事業によって、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流に

在住する人家、耕地、公共施設等を守ることを目的に、1億2,000万円程度の事業費を投入して、斜面の段切り、排水溝や管理用道路を設置して、土砂災害等を防止する工事の実施が決まっています。

この違法盛り土部分については、斜面の崩壊が発生し、隣接する農地や資材置き場などが被災する事態が発生していました。地元住民や隣接の土地所有者が、早くから県や市に対して抜本的な対策を要望し、当時、我が党の高井悦子議員は何度となく議会でも取り上げてきた経緯があります。このたび、市が懸案の違法盛り土部分の用地を取得して、県が防災工事に着手をする条件を整えることは、市として地域住民の安全を守る役割を果たすものであり、歓迎できるものであります。

しかし、見逃すことができないことは、違法盛り土部分に隣接する民有地6,840平方メートルを新たに買収し、私有地の大池3,368平方メートルを含め、5万3,000平方メートルを、吸収源対策公園緑地事業を活用して、公園整備事業の名のもとに、新道の駅建設事業の関連事業として修景工事を実施しようとしていることであります。

平成26年3月議会において、市はこの5万3,000平方メートルと新道の駅の交流広場部分2万1,000平方メートルと合わせて、7万4,000平方メートルを公園事業で一体整備をして、売店や飲食店などの商業施設を建設すると表明いたしましたが、半年後の9月議会には間違いだったと謝罪をし、撤回したのです。間違いの原因も説明できないまま、5万3,000平方メートルは全く別の事業になったのであります。公園事業での一体整備を撤回するというのであれば、違法盛り土の山は県が実施する防災安全交付金事業で環境整備として行われて十分であります。民有地の買収費8,094万円、吸収源対策公園緑地事業費、合わせて2億4,000万円は、理由の立たない不要な支出であります。

さらに、地球温暖化対策の一層の推進を図るために、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備を目的とした国の補助事業を活用することは、これまで市が進めてきた市の公園緑地事業とも矛盾するものであります。市は事業実施の対象を市街化区域として、該当しない市街化調整区域との平等性を確保するためと言って、用地買収費については分担金徴収条例を持ち出して、国の補助金を除いた額の3分の1を、分担金の名目で寄附金を徴収してまいりました。このたびの事業でも、大字太田や寺口から3分の1に当たる3,148万円を徴収するのでしょうか。何よりも、吸収源対策事業の目的である温室効果ガスの削減に、一体どれほどの効果があるのでしょうか。

公園整備事業は、新道の駅建設事業のグレードアップのために、市の都合で実施する修景工事にほかありません。だから、分担金の徴収も、補助事業の目的も、効果も関係ないのでしょうか。必要のない、何の効果もない、修景目的の公園整備を前提とした財産取得は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 議第41号、財産の取得について（吸収源対策公園緑地事業用地）に対しまして、賛成の

立場から討論させていただきます。

財産の取得をされる土地一帯は、皆さんもご承知のように、平成9年4月7日に砂防指定地域内の許可を受け山林造成工事が行われ、許可期限が切れた後も盛り土が行われ、許可された高さをはるかに超える盛り土が形成され、いわゆる違法盛り土と呼ばれるようになりました。そのため、施工業者に対し、再三の改善命令が出されましたが、所有者も死亡され、改善されることもなく放置され、法面において崩落が起こる危険な状態になりました。

この危険な状態を解消するため、市は違法に盛り土された土地を競売により土地開発公社が取得するとともに、安全な法面の形成に必要な付近の用地についても土地開発公社が取得し、県と協議を重ね、互いの役割分担により、葛城市は砂防指定地域内の違法盛り土を安全な高さまで切り下げ、補助事業である吸収源対策公園（緑化事業）整備を行い、県は砂防工事として法面形成や排水溝を整備し、この区域安定を図る安全対策工事を行うことになりました。

よって、これらの用地取得については、砂防指定区域内の安全対策工事を行うための必要不可欠な用地であり、今回、土地開発公社から市が買い戻しを行う契約については、過去の経緯から、反対する余地がないものであります。

以上、このような理由によって、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

下村議長 起立多数であります。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時32分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番、白石君。

白石議員 ただいま議第41号の財産の取得について討論を行いました。一部訂正をしていただきたいと思います。

先ほど、●●●●●●●●●●●●●●●●と申しましたけれども、吸収源対策事業の民有地の買収費8,094万円と工事費、全て合わせて2億4,000万円ということであります。

訂正、よろしく願いいたします。

下村議長 皆さんもこれでご了解のほどお願いいたします。

議事録もそのように訂正いたします。

続いて、日程第4、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程の議第44号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

昨年12月、市民グループ「葛城市みどりの風の会」より、市長に6,752筆もの新道の駅建設事業計画の凍結を求める署名が提出されましたが、半年を過ぎた今現在に至りましても、何の回答も示されていません。このように、民意が反映されていない中で契約については、賛成するわけにはいきません。

また、先日の総務建設常任委員会で初めて示されました運営基本構想によりますと、これほどの投資をしながら、3年目よりやっと上がる純利益が約800万円と示されています。しかも、ライフサイクルコストを含まずのこの数字です。本当に経営が成り立つのかと危惧されるところです。

いずれにしましても、反対せざるを得ません。

以上、討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 ただいま上程されております議第44号、工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

道の駅かつらぎは、南阪奈道路葛城インターチェンジ、及び県道御所・香芝線に近接するという好条件を利用し、商工業者、農業者の販路拡大となる総合施設として、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域の活性化を推進するための拠点として大いに期待されております。それにとどまらず、国内外の観光客を迎える、新たな観光拠点にもなりうる施設であり、現在の計画よりも一層発展する可能性を秘めております。

そのほか、商工業及び農業の活性化、観光の拠点等として役に立つばかりではなく、現在、国、県、葛城市、公共交通利用者、及び公共交通事業者で組織されている葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会で議論が進められている、葛城市生活交通ネットワークの実施計画においても、道の駅かつらぎは交通結節拠点の1つとして位置づけされており、市民の生活基盤である公共交通の拠点としても注目されております。この度、株式会社道の駅かつらぎに係る運営計画並びに収支計画も示され、1つの節目を迎えることができ、多くの雇用や経済効果を生み出すこの事業を見守ってまいりたいと思っております。

以上のことから、一日も早く道の駅かつらぎの完成を願い、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 ただいま議第44号、工事請負契約の締結について提案されておりますが、私、反対の立場で討論行いたいと思います。

この地域振興棟につきましては、以前から都市計画法の許可基準でいろいろと意見を述べさせてもらいました。この6月25日の委員会で、開発行為についてお尋ねをいたしました。まず、都市計画法の第34条に基づく事前協議等の開発行為の許可日、平成26年12月24日が許可ということを知っております。同法の第29条に基づく開発許可日、平成27年5月15日。同

第37条、これは建築制限の緩和の許可日ですが、平成27年6月の予定と聞いております。砂防区域の開発行為の許可日、平成27年3月31日、これも聞いておるわけでございます。

私の所管する総務建設常任委員会で現地視察を今年の3月4日に行いました。このときの現場の状況は、地域振興棟建設予定地で残土処分の土砂の搬出、産業廃棄物、鉄パイプ、コンクリート殻等が区分けをされて、野積みをされておったわけでございます。この時点で許可の下りているのは都市計画法第34条のみであって、ほかの許可は一切おりておらない状況であったわけですね。それでも、どんどん工事が進められておった。これは多分、平成25年度の繰越事業であったんだというふうに思われております。

また、今回の地域振興棟建築工事、平成27年6月23日、入札を執行されました。これもまた建築確認の許可、並びに都市計画法第37条の許可も下りていない状況で、入札を強行されたわけでございます。

公共工事であれば、許可なしでも何でもできるのか。民間事業であれば、厳しい許可基準をクリアしないと建築の着工はできません。都市計画調整区域の場合、開発の事前協議から建築確認の許可まで、約6カ月から1年の日を要するわけでございます。今回のような入札行為、また、市民の皆さんの道の駅凍結の署名、6,752筆もの署名者もおられる中での、私は強行したのではないかというふうに思います。

また、先日の新聞の記事を紹介させてもらいたいと思います。毎日新聞の6月26日に掲載してあった、2020年に開催されます東京オリンピックの主会場であります新国立競技場の建設で、驚くほどの建設費がかかる。建設費の見通しの乱高下であるというふうにも書いておりました。この新聞の中で書いてありましたのは、自分の金を自分のために使う人は、節約と効率に心がける。自分の金を他人のために使う人は効率を気にせず、他人の金を自分のために使う人は節約しない。問題は、他人の金を他人のために使う人で、節約も効率も考えない、いい加減な使い方をする。つまり役人であると、こういうふうなことを書いておったわけでございまして、私もこの新道の駅建設事業につきましてはこういう面があるんじゃないかなというふうに思うわけでございまして、このようなことから、とても賛同できるというわけにはいきません。

これで討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

内野議員 ただいま上程されております議第44号、工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」は、地域における生産者の高齢化、担い手不足、売り上げの減少等、葛城市の農業が抱える諸問題の解決の手段として、また、市民が気軽に参加できる販路拡大となる総合施設として、商工業者や農業者の皆さんから大いに期待されている事業であります。

一方、国が進めています地方創生の核となる拠点整備としても、多くの市民を初め、関係機関の各位など、多くの方々から大きな期待が寄せられている現状であり、新たな観光の拠

点として、地域はもちろん、国内外からの観光客を誘致できる、葛城市にとりまして大いなる希望を持てる事業であります。

今回のこの事業の一環であります、(仮称)道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事完成後の暁には、先ほどから申し上げました、いろいろな期待をできる要素を秘めており、実現するのは間違いないことであると確信しております。また、この建設は大規模災害時における市内の備蓄拠点の可能性を有するだけではなく、後方支援の拠点としての可能性も注目されております。

以上のことから、道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の早期完成、ひいては地域活性化事業「新道の駅建設事業」をぜひとも完遂していただくことを強く要望して、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

阿古議員 議第44号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をさせていただきます。

6月議会の最中に、工事請負契約とともに、道の駅かつらぎ運営基本構想というのが提出されました。株式会社道の駅かつらぎ、平成27年度設立予定となっております。正直、これを見たときに愕然といたしました。

その内容はと申しますと、初年度、開業年は半年分ですが、売上高が3億2,479万2,000円、2年度が7億3,078万4,000円、3年度以降が、ほぼ同金額を予定しております8億1,198万1,000円となっております。それに伴い、粗利益の方ですが、販売手数料等の収入ですが、開業年度が粗利益が6,992万5,000円、2年度が1億5,733万円、3年度以降が1億7,481万2,000円となっており、また、それに伴う経費ですが、開業年度が1億600万9,000円、2年度が1億6,379万1,000円、3年度以降が1億6,379万1,000円となっております。開業年度が3,700万円を超える赤字、2年度が900万円を超える赤字、3年度以降が800万円の収益となっております。

それで、この内容を見ますと、まずこれ、多分指定管理か何かされるんでしょうね、第三セクター方式じゃなくて。そうしますと、ここに係る固定資産税を当然かけていないわけですが、減価償却が見込まれていないんですね。わずか2,000万円見ているんですけど、それはレジスターとか、小物の減価償却を見ているだけでね。

そうすると、例えば建物の場合でしたら、大体、これは税金の話ですから、減価償却として見とるのが39年、この手の建物ですね、鉄骨ですと。それとあと、建設に伴う施設については、大体15年を見るんやっただと思います。それを見込まないとどういうことになるのかということなんですよ。

という、当然建物というのは劣化していきますから、使っていきますから、年々やはり修理を入れていかないといけない。そして、耐用年数が過ぎると、それはそれをまた新たに建てるコストを内部保留していかないといけない。それがために利益を上げていかないといけないんです。30億円近いお金を投資して、800万円の利益しか出ない。減価償却を見込まないでそれしか出ないということは、どういうことになるんですか。

お客様相手の商売ですから、ある一定のきれいさを保っていかないといけない。それで、施設、設備についても、当然数年すれば修理等、入れかえ等発生している。このお金がどこから出ていくんですか。そして、なおかつ、この建物が古くなって使えなくなったときに、それはまた新しい建物を税金で建ててくれるんですか。そういうものが全く計上されないで、8億円以上売り上げがあるという予定のもとで、800万円の利益を出す。30億円投資して800万円の利益って、一体この事業は何なんですか。更に皆さん方の大切な税金を投入していくんですか。

それと、もう一つ、この事業内容について申し上げないといけないと思います。この新道の駅の事業というのは、事業規模、事業面積も、事業金額も年々膨れ上がってきました。その中で、計画がどんな計画なんやということで、いろいろその都度その都度聞いてきたんですけども、変わっていくんですね。

それで、一番気になるのは、理念まで変わってしまった。本来、この新道の駅は、葛城市民の皆さんの地域産業の活性化のため、農業を振興します、商業を振興しますというのが一番の理念やったと思います。じゃ、ここに出てきている構想は何ですか。農業、葛城市内の農産物は3割です。あとは市外です。それで葛城市には実はありませんね。鮮魚を扱います。それでようやく8億円を、売上高、粗いじゃなくて、売上高として8億円を予想していますというのがこの構想なんですね。

皆さん方の税金を使うのに、葛城市民の大切なお金を使うのに、私はやはり葛城市民のために使っていただきたい。ですから、理念の部分だけでも残ってれば、それはそれなりの価値があると僕は思うんです。そやけども、それまでも変わってしまったというのが非常に残念です。

通常、例えば30億円の金額を投資すれば、民間企業でしたら、大体10年でそれを償却するのがベストやと思います。少なくとも15年。じゃ、30億円を10年で割れば、年間3億円の利益を確保していく。20年と見ても、1億5,000万円の利益を確保していく。それも、減価償却をしての話ですよ。それが私はお客様商売の常識やと思います。この新道の駅の事業というのは、一体何なんですか。

昨年12月に「葛城市みどりの風の会」の皆さん方が、6,000筆を超える市民の皆さん方の署名を集められて、この新道の駅の事業をとめてください、やめてくださいという願いを込めて提出されました。それだけたくさんの市民の皆さん方が、問題がありますという意思表示をされた中で、まだ何の答えも行政は出しておりません。あの人たちは、葛城市民は、この葛城市のあるじなんです。その人たちが理解できない、多くの方が反対される事業をこれほど強引に進められる、そのことについて私は抗議をして、この議案に反対をいたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第44号の（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事に係る工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

本工事請負契約の目的は、地域活性化新 道の駅建設事業における地域振興棟の新築工事の執行行為であります、民間事業者との契約を締結しようとするものであります。本来、国民、住民の税金で賄われる地域振興棟の新築工事の執行行為であります、民間事業者との契約の締結に当たって、契約の方法や契約金額など、議決の対象となる基本的契約事項について、地方自治法第234条の目的、趣旨にのっとった契約の方法が採用され、汚職や発注者の偏り、談合を排除し、適正な競争性や透明性、公平な入札機会を保障したものになっているか。さらに、最小の経費で最大の効果を上げなければならないとした法第2条第14項の規定が尊重され、経済的で効率的な手続が行われたかなど、法第96条第1項第5号の議会の議決権に基づき、厳正に審査し、議決することにあります。

しかし、地域振興棟の新築工事は、葛城市のまちづくりの計画をほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民、国民の意思や、議員の見直しを求める声に耳を貸さず、強引に進めてきた新 道の駅建設事業の心臓部となる施設を建設することであり、入札契約の手続が適正、適法に執行されたかなどの審査以前の問題として、賛成できないものであります。

今、新 道の駅建設はころころと変わってきた事業計画によって、当初の計画は跡形もなく、なくなり、事業そのものの正当性が問われています。ずさんな事業計画は、事業面積や事業費がどんどんふえて、市民の負担はふえる一方です。経営の見直しも、運営会社や市の役割や責任の所在も示されていない中で、平成28年の秋オープンに向けて、しゃにむに突き進む無責任なやり方は施政上の大問題であります。

問題の第1は、新 道の駅建設事業は、葛城市のまちづくりの計画にはなかったことあります。葛城市は平成16年10月に合併をしましたが、合併時に策定された新市建設計画、合併後の平成18年3月に策定された山麓地域整備基本計画、さらに、平成18年10月に策定した葛城市のまちづくりの基本となる葛城市総合計画や、平成19年3月に策定した都市計画マスタープランにもありませんでした。山麓地域整備基本計画は、市議会、まちづくり事業特別委員会が平成17年12月から2年間かけて、新市建設計画に基づき、山麓地域全体の整備を具体化する、合併後、一番最初につくられた計画であります。事業費や事業手法等も決定し、着実に進められてきたのであります。計画の内容は、大字當麻の健康と休養の里や、大字太田の地場産業振興ゾーン、寺口のクライנגルテンと花の里や、平岡のソバの花咲く里など、山麓地域全体を活性化するための拠点整備、さらに、これらのエリアを結ぶ、新葛城の道を整備する計画でした。ところが、地場産業振興ゾーンの予定地に新 道の駅建設事業計画が割り込んできて、整備計画は中止されることになったのであります。

では、新 道の駅計画は一体いつごろからどのようにしてつくられたのでありましょうか。山下市長が就任後の平成21年7月に設置された、商工会会長や観光協会会長、区長会長など、14人のメンバーによる地域活性化（仮称）道の駅計画検討委員会が原案をつくり、平成22年10月に設置された市民公募のワーキング会議によって、総事業費18億円、事業面積3万3,000平方メートル、5カ所の候補地の中から、太田地区南阪奈道路南側の山麓線交差点付近、現在の建設予定地を選定し、決定されたのであります。

第2の問題は、商工会が道の駅事業に深くかかわっていることあります。ワーキング会

議が決めた建設予定地内に、商工会は合併前の平成16年3月、2,188平方メートルの土地を4,500万円で購入をしていました。9年間塩漬けになっていましたが、平成25年、6,133万円で市の開発公社に売却をしています。さらに、商工会は平成18年11月、南阪奈道路の周辺整備計画案を葛城市に要望をしています。その内容は、4階建ての商工会議所の建物、ビジネスホテル的な10階建てのホテル、展望レストラン、平屋で150席ほどのセレモニーホール、農産物直売所、道の駅、レストランを含めた販売所などを、市で建ててほしいという内容のものがありました。この要望書に初めて道の駅が出てきたのであります。

また、平成23年10月12日、(仮称)株式会社道の駅かつらぎの発起人代表の商工会会長、農政活性化推進協議会会長の連名で、山下市長に対して新道の駅設立要望書を提出しています。その要望書の最後に、「道の駅の運営に際しては、商工業者が中心となった関係団体で構成する共同出資会社を設立し、行うものであります」と、当初から施設の運営も行うと、あからさまに表明をしているのであります。新道の駅計画は、議会に報告される前から、商工会は計画の策定や施設の運営に深くかかわっていることは明白な事実であります。

第3の問題は、新道の駅計画がころころと迷走してきたことでもあります。平成23年10月25日、検討委員会やワーキング会議が策定した新道の駅建設事業計画が、議会、都市産業常任委員会に初めて提案をされました。その計画の内容は、道の駅や農産物直売所、商工プラザ等の施設別事業規模、施設構想や施設配置図、オープン時の直売所や加工所等の売り上げ規模が8億5,000万円で、初年度の計上利益は537万円を予定した経営分析表案など、詳細にわたって決定されたものであります。

ところが、平成23年10月28日、運営をより経営という観念から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会を11月28日に設立し、運営方法、施設規模等、道の駅全体にかかわる部分を協議して、より慎重に考えていきますと、わずか1カ月で計画の全面的見直しを表明し、設立された設立委員会に計画の協議、策定を丸投げしているのであります。葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにして、一部の団体や一握りの人たちによってつくられた新道の駅事業に、18億円もの税金をつぎ込むことが明らかになったのであります。

さらに、設立委員会に全面的に丸投げをしてきて以来、事業面積や事業費、施設の規模や内容配置、事業収支計画等が決まらずに、変わってきたのであります。用地買収や造成工事等を強引に推進するなど、問題は次々と出てきてまいりました。

第4の問題は、事業面積3万3,000平方メートルから8万6,000平方メートルに拡大されたことでもあります。市は県によって違法盛り土の部分の防災安全交付金事業が着手できるよう、違法盛り土部分4万2,990平方メートルを競売で入手いたしました。市はこれを機会に、更に民有地6,840平方メートルを買い増し、道の駅の交流広場部分2万1,000平方メートルと合わせて7万4,000平方メートルを一体的に公園整備するために、予定していた国の補助事業、都市再生整備事業をやめて、都市公園事業に変更する事業手法の変更を平成26年3月定例会で表明したのであります。事業面積は当初の3万3,000平方メートルから、2.6倍の8万6,000平方メートルにも拡大をされたのであります。

ところが、その半年後の9月定例会になって、都市公園事業は間違いだった、当初から都

市再生整備事業である、公園整備は別の事業で行うと、またまた変更することになり、市長がおわびを申し上げたいと謝罪をする事態になったのであります。

第5の問題は、事業面積が拡大され、関連事業が新たに計画される中で、事業費がどんどんふえてきたことでもあります。事業費は、本体事業費が18億円から20億円に膨らみ、さらに関連事業として、新道の駅西側、5万3,000平方メートルの公園緑地事業に2億4,000万円、県道拡幅等の周辺道路整備事業や南阪奈道路へのオンランプ整備事業に4億4,000万円、合わせて6億8,000万円の概算事業費が初めて明らかにされました。ずさんな計画によって、関連事業費を含めた総事業費は1.5倍の26億8,000万円に膨らみ、山麓地域整備基本計画の地場産業ゾーンの整備事業費5億3,000万円の5倍にも膨らんでいるのであります。

それだけではありません。第6の問題は、施設の区部や配置もころころと変わってきたことです。平成23年10月の都市産業常任委員会に提案されたときの計画、4カ月後の平成24年2月の都市産業常任委員会に改めて提案された都市再生整備計画など、施設の面積や内容配置もころころと変わってきたのです。運営会社の売り上げに大きな影響を与える直売所などの施設の面積は、当初の1,575平方メートルから1.8倍の2,875平方メートル、2階建ての建物に拡大をされ、施設の配置も分棟型からL字型一体型へと二転三転してきたのであります。

さらに、問題は根幹へと広がっています。新道の駅事業の理念である基本方向性や方針を転換し、運営会社優先、集客利益追求に方向転換し、地域産業の振興活性化は後回しにされることになってきたことでもあります。道の駅の基本方向や方針では、第一に農業や酪農の価値が見直され、新たなビジネスチャンスにもつながるような地域振興の拠点をつくり、地域住民が活躍し、担い手を育成するために、農業、酪農の技術指導や農地のあっせん、商工業の出店指導など、地域産業の振興を支援する、このことが目標とされています。

市は、基本的な方向性や基本方針は現状において修正はしていないと言いながら、道の駅の成功のため、にぎわいを起こし、集客をふやすための施設としては規模の検討が必要と判断をしたため、規模の修正を図ってきたと、方針を転換しています。当初の面積が、施設の面積が1,575平方メートルから1.8倍の2,873平方メートルにも拡大されたことが証明をしています。

さらに、運営会社が赤字にならないためには、利益を追求しなければ経営が成り立たない。そのために、市内産のものだけでなく、消費者のニーズに応じた品ぞろえも必要になると、葛城市の地産品を縮小すると表明するなど、一番の目的である地域産業の振興や活性化を後回しにして、集客をふやし、運営会社の利益優先の方向が打ち出されてきたのであります。

7番目の問題点は、運営会社の利益優先によって、地域産業振興の根本的な指標、目標だった、地産品70%の方針が転換されたことでもあります。当初計画の経営分析案の売り上げ規模は、地産分が70%で約6億円、地産分以外は30%で2億5,000万円でした。ところが、今になって利益を追求しなければ会社の経営が成り立たない、年間数億円規模の売り上げの直売所において、市内産の割合を70%とすることはかなり厳しいと予想される。まずは広く奈良県産を70%とし、続いて葛城市産70%を目指していく方法もある。さらに、鮮魚も精肉も扱うということになったのであります。一番肝心の地元の農業や酪農、商工業などの地域産

業の振興を支援する役割は後回し、切り捨てにほかなりません。

8番目の問題は、どんどんふえる市民負担増に誰が責任を負うかという問題であります。市は建設費18億円のうち、国から約8億円を交付していただく、残りの9億5,000万円は合併特例債を活用する、市の負担は、事業の実施期間内では約5,000万円だ、残りの起債の返済が15年間で年間2,000万円、合わせて市の負担額は3億5,000万円であり、有利な事業である、市民に負担はかけないなど、盛んに言ってきましたが、ころころ変わる事業計画によって、オンランプや公園整備事業等の関連事業費が6億8,000万円もふえて、事業費は1.4倍の26億8,000万円に膨らんでいます。さらに、市の負担分はこれだけでも2倍の7億円程度になることが予想されるのであります。

また、ライフサイクルコストは誰が負担をするのかという問題であります。ライフサイクルコストは、建設の竣工後から解体廃棄するまでの期間に、建設費のおよそ3倍から4倍の費用がかかると言われています。地域振興棟の建設費等から試算すると、24億円から32億円程度の費用が予想されます。光熱水費や保守点検費、修繕費、更新費などであります。市は施設を提供するだけで、施設を運営する気はさらさらありません、運営会社には指定管理料を払わず、赤字が出ても補てんしませんと言っていました。施設の設置者である以上、ライフサイクルコストの負担は免れないのであります。

この6月議会の総務建設常任委員会に提出された、運営の基本構想を参考に推計をいたしますと、市の負担分は年間平均約8,000万円のうち、40%前後の年間平均約3,000万円から3,500万円程度のライフサイクルコストの負担が発生すると予想されます。こんな事業に40億円近い莫大な税金をつぎ込んで、一体誰が責任を負うのでしょうか。10年、20年後は誰が残っているのでしょうか。市民はやめることはできません。最終的には市民の負担で補てんし、維持することになるのではないのでしょうか。

第9番目の問題は、新道の駅予定地が土砂災害警戒区域に指定されたことであります。この3月6日、奈良県から葛城市に対して、土砂災害防止法に基づき、新たに6区域の土砂災害警戒区域の指定が通知、公表されました。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域とされています。

今回指定された土砂災害区域に、新道の駅建設事業がすっぽりと入っているのであります。葛城山系の地質は、昨年の広島市の北部の大規模な土砂災害によって、74人という方が犠牲となりましたが、その広島と同じ、真砂土と呼ばれる地質であります。もともと市民や通行者が多数集まる商業施設の設置にはふさわしくない場所と言えらると思います。道の駅が防災拠点として活用される、有事のときには防災拠点として、救援物資を初め、ライフラインの確保に適応しますなどということは、これらに対する対策をされてこそ言えることではないのでしょうか。

以上の理由により、新道の駅事業の根幹施設である（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟工事の工事請負契約の締結については反対をいたします。

最後に、先般開催しましたパネルディスカッションにおいて、「市長や賛成の議員に責任

をとるという証文をもらってくれ」との市民の声が寄せられたことを紹介して、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時25分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、議第35号から日程第10、議第43号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第40号及び議第43号の6議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第35号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はございましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号、葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画策定時には、消費税10%への増税を見込んで、所得の低い第1号被保険者(65歳以上)、第1段階から第3段階について、介護保険料の軽減を想定していたようだが、実際には第1段階のみ軽減された。今後の見通しはという問いに対し、消費税10%への増税を見込んで計画が策定されたが、平成27年度及び平成28年度については、第1段階のみ負担割合を現行の0.5から0.45の割合で保険料が減免になった。今後の見通しについては、消費税10%への引き上げ時に完全実施をすることで、平成29年4月から第1段階では0.45が0.3に、第2段階では0.75から0.5に、第3階

階では0.75から0.7に軽減される予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第40号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）であります。

質疑では、入札契約事務について、総合評価方式だが、それぞれ事業者別に予定価格、最低制限価格、落札率はどうになっているのか。また、入札金額、技術評価点、そして、評価値はどうになっているのかという問いに対し、今回の入札については2社が応札をしている。ただし、1社については、予定価格を越えていたので評価値は出ていない。今回落札をした株式会社森組については、評価点が109点、評価値が32.831、予定価格は消費税抜きで3億3,299万円、落札率は99.702%である。最低制限価格については、消費税抜きで2億9,890万9,000円で、予定価格から見ると89.765%という結果であるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、広告された時点でどれだけの業者が設計書類を取りに来たのか、また、応札業者は2社であり、競争性が発揮されていないのでは、非常に大きな問題であると思う、このような中で、入札そのものをやり直すという考えはなかったのか、また、このような入札結果について、どのように認識をされているのかという問いに対し、当初は設計書類の受領については5社あった。以前から改造工事については入札の参加者数は少なく、本年度からは入札の規定を見直し、広く一般から応募ができるよう改正を行った。また、広告の際、2社以上であれば入札を執行するという広告をしていたので執行した。さらに、学校という特殊な現場で、夏休み中に工事を仕上げなければならないという大きなハードルがあり、参加者が少なかったのではないかと思うという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第43号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことを申し添えまして、当委員会の報告といたします。

以上でございます。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第36号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第37号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第38号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第40号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第40号の葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事に係る工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

本工事の目的であります増築工事や地震補強、大規模改造工事は、児童の増加に伴う教室の増築工事、地震補強工事等によって教育条件の充実を図り、地震災害から児童や教職員な

ど、関係者の命や身体を守るものであり、いずれも市民、保護者の願いに応えるもので、賛同できるものであります。

しかし、議会の任務は、国民、市民の税金で賄われる教室の増築工事、園舎の地震補強工事等の執行行為であります民間事業者との契約の締結に当たって、契約の方法や契約金額など、議決の対象となっている基本的契約事項について、地方自治法第234条の目的、趣旨にのっとった契約の方法が採用され、汚職や発注業者の偏り、談合を排除し、適正な競争性及び透明性、公平性等が確保された契約、入札手続が行われたか、また、最小の経費で最大の効果を上げなければならないとした地方自治法第2条第14項の規定が尊重され、経済的で効率的な手続が行われたかなど、地方自治法第96条第1項第5号の議会の権限に基づき、厳正に審査し、議決することにあります。

さて、このたびの入札は、総合評価落札方式、一般競争入札が採用されています。入札参加者数は2社と異例の少なさでありましたが、入札執行要件を満たす参加者数ということで、入札が執行されています。予定価格は3億3,299万円、最低制限価格は2億9,891万円でした。落札者の森組の入札金額は3億3,200万円で、落札率は99.702%でした。もう1社、村本建設の入札金額は予定価格を越えていましたので、総合評価方式の技術評価点に関係なく、入札金額のみで落札が決定しています。森組の入札金額は予定価格の99.702%と、極めて高い落札率であります。さらに、村本建設は予定価格が事前に公表されているにもかかわらず、予定価格を上回る金額を入れているのであります。いずれも信じがたい入札金額であり、入札結果であります。

設計価格、予定価格が低かったために入札参加者が少なかったのか、あるいは、業界が仕事がいっぱいである余裕がなかったのか。それでも葛城市との長年のつき合いを考慮して、入札の不成立を避けるために入札に参加し、このような高率の入札金額、予定価格を超える入札金額とされたのでありましょうか。

それとも、業界の談合体質が復活をしてきたのでしょうか。一時期、公共事業にかかわる官製談合や、大手ゼネコン等の談合が摘発される事件が頻発をいたしました。弁護士を中心にした全国市民オンブズマンは、落札率90%台は極めて談合が高いとの調査結果を発表するなど、行政や建設業界は国民やマスコミの厳しい批判にさらされる中で、一般競争入札の導入や罰則強化などの法改正によって事件は減少し、競争性が高まりました。その後、小中学校の地震補強や大規模改造工事においても、落札率が60%台、70%台という超低価格競争が激化する中で、最低制限価格の導入などの改善に取り組んできたことは記憶に新しいところでもあります。

このたびの入札結果を善意に解釈しても、入札参加者が2社と少なかったことによって、一般競争入札の競争性が全く生かされなかったこと、2社のうち1社が予定価格を上回る入札金額によって、入札金額のみによって落札者が決定され、総合評価落札方式が全く機能されなかったこと、予定価格が事前に公表されているにもかかわらず、わざわざ入札に参加し、予定価格を上回る金額を入れることは、入札不成立を回避する行為としか見えないことなど、大きな疑問はぬぐえません。結果として、これまでの指名競争入札ではたびたびありました、

予定価格で随意契約するケースと似通っているような気がします。

談合とまでは言わないまでも、入札参加者の意図が働いているとしか考えられません。指名競争入札の競争性を高めるために、指名業者をふやしてきた経過からしても、入札公告の入札方法等に規定された2人未満の入札を中止するとの人数は、3人未満、4人未満とふやすべきであります。2人の場合は再入札を行うなど、考慮すべきであります。法が求める競争性、透明性、公平性や公正性を確保されているのかの点で大いに疑問であり、賛成できないものであります。

設計価格、予定価格が適正であったのか。さらに、最低制限価格の採用や事前公表の問題、最低制限価格の事前公表によって、入札金額が最低制限価格に張りつき、技術評価点の高低によって落札者が決定するケースが多く見られるなど、競争性や公正性、公平性が大きく後退をしています。入札契約事務の更なる改善、改革を求めて、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 議第40号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の入札結果について、先ほど白石議員が反対討論されました理由につきましては、一定の理解ができるところもございます。そもそも、この入札制度は競争性を担保するため、葛城市では指名競争入札から総合評価方式による一般競争入札に改革された経緯があり、私はこの方法が最善の方法と認識をしております。

しかし、今回の入札では、震災後の建築事業者の受注状況などの経済情勢、並びに、夏休み期間中という制約された短期間で工事をしなければならないという特殊な事情により、入札参加業者が少なかったと考えられます。

このような結果になったことについては、予定価格、最低制限価格など、検討課題があるというふうに考えております。また、最近では近隣市町村の公共事業の入札において、不落という事態が起こっていると聞き及んでおります。このこともあわせ、考慮しながら、今回の契約については総合評価による一般競争入札の手続により落札されておりますので、最良の方法であるといえます。

以上の理由により、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第42号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、自治振興費における公用車購入費7,338万円の内容はこの問いに対して、法定協議会においてコミュニティバスを再編計画する中で、環状線ルートを走行するためのノンステップ型の路線バスを1台2,032万6,000円で2台購入し、ミニバスルートを走る13人乗りのワゴン車を818万2,000円で4台購入するもので、今回補正予算を計上させていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、歳入にバス購入に係る補助金が計上されているが、市の実質負担は幾らになるのかという問いに対して、路線バスについては、バス本体価格の55%に相当する金額が、社会資本総合整備事業の防災安全交付金として補助され、ノンストップ型の改造する費用、及び残りの8割が特別交付税算入され、市の実質負担は475万5,000円となる。一方、ワゴン車については、補助金の交付はなかったものの、同じ購入額の8割の特別交付税措置が適用され、654万6,000円が市の実質負担となり、バスの金額と合計すると1,130万1,000円であるという答弁がありました。

次に、観光費の観光振興補助金200万円の内容はこの問いに対して、相撲館開館25周年を記念し、観光協会に記念事業を行っていただくための補助金であり、主な企画内容は、10月に開館当時行われていた「けはやまつり」を復活させ、力士を招待してのセレモニー、初っ切り、トークショーなどを予定しているほか、11月に相撲館の升席を利用した茶会や、2月には相撲寺子屋と題し、田子ノ浦部屋の若の里関による相撲の歴史講座と並行し、25年の歴史を振り返るための写真展示などを予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、記念事業であれば当初予算として計上できたのではないかという問いに対して、10年単位の大きな筋目ではないので、当初は事業を行う予定はなかったが、外国人観光客の誘致を図るほか、新たに相撲館名誉会長に就任された河内屋菊水丸氏からの提案もあり、記念事業を行うことになったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 それでは、引き続きまして、ただいま上程されております議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、老人福祉費の中で、地域包括ケア実施調査委託料が360万円計上されているが、その内容はどういう問いに対し、地域包括ケアシステムの構築に向け、市内の65歳以上の一般高齢者、及び介護状態区分が要支援1から要介護2までの方、約9,000名を全員対象にしてニーズ調査を実施し、GISなどを効果的に活用しながら、介護予防や介護支援だけでなく、健康づくりや体力づくりという観点からも、地域間格差を把握した上で、医療費や介護給付費などの抑制につなげるため、構想策定業務を委託するという費用である。そのために、葛城市では本年4月から毎月1回程度、保健師を中心に関係課の職員を初め、本市に出向している民間企業の方にも参加してもらいながら勉強会を行っており、住民の皆さんが健康で長生きをしていただくためにどのようなサービスを提供していくのか、検討を重ねている。このニーズ調査により、住民の皆さんの個々の状況や要求など、詳細に調査したいと考えているという答弁がありました。

次に、児童措置費の中の延長保育事業補助金1,102万1,000円の減額となっている理由について教えてほしいという問いに対し、延長保育事業補助金については、通常の保育時間を超えて延長保育に取り組む私立の保育園に対して交付をする補助金であり、これまでは県の補助金として3分の2を交付していたが、子ども・子育て支援新制度によって子ども・子育て支援交付金が創設されたことに伴い、国、県、それ3分の1ずつ補助をすることになった。この交付金の創設により、これまでの補助金の内訳は基本部分と時間延長区分になっていたが、今後は基本部分については運営費に対する補助金として交付をすることになり、時間延長区分については延長保育事業補助金の中で保育標準時間区分として交付し、更に、保育短時間認定分についても補助金を交付することになった。その結果、延長保育事業補助金の補助基準額については、市内の私立保育園3園合わせて、保育標準時間認定分については485万円、また、保育短時間認定分については275万2,000円、合計760万2,000円となったため、当初の予算より1,102万1,000円を減額いたしましたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会のご報告といたします。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発議第3号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

今日、認知症では世界規模で取り組む課題であり、本年開催されたWHO認知症官僚閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきと、考えが確認をされました。

世界最速で高齢化が進むわが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目をされています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症、高齢者等に優しい地域づくりを目指すいたしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法などの確立など、総合的な取り組みが求められるところでございます。

よって、政府においては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、認知症への方々の尊厳、意思、プライバシー等の尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより、認知症への理解を一層促進するとともに、認知症予防・治療法の確立、ケアやサービスなど、認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた、認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。

2、認知症に見られる不安、躁鬱、妄想など、心理行動状況の発症、悪化を防ぐために、

訪問型の治療や介護サービス、看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。並びに、地域包括支援センターの体制整備を早急に講じること。

3、自治体などの取り組みについて、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例、サロンの設置、買い物弱者への支援などを広く啓発・推進すること。

4、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について欠員が5名生じたため、5名を選出することになりますが、6名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果

の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

下村議長 ただいまの出席議員は14名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、6番、岡本吉司君及び8番、西井覚君兩名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしく願いいたします。

(投票用紙配付)

下村議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

下村議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

下村議長 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

下村議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

下村議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

下村議長 開票を行います。

6番、岡本吉司君及び8番、西井覚君、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

下村議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票14票、無効投票はゼロ票であります。

有効投票中、遊田直秋君13票、向川征秀君1票、以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

次に、日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。

6月19日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これで本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き平成27年度葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

山下市長 議会閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月19日に開会されました平成27年第2回葛城市議会定例会は、皆様のご協力のもと、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。今回は当初提案いたしました議案につきまして、また、議会開会期間中に提出をいたしました追加議案につきましても、皆様方に慎重なご審議を賜り、いずれも同意・可決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、議員の皆様から、各案件につきまして、さまざまな観点からの貴重なご意見を頂戴しましたことも真摯に受けとめ、今後の葛城市政の更なる発展を目指し、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

一例を申し上げさせていただきますと、先般、一般質問で公明党の内野議員からご提案を

いただきました認知症サポーターの件でございますけれども、議会におきましては7月16日に勉強会をしていただくというふうに聞いておりますし、また、我々市の職員につきましても、次の日の7月17日に研修を行わせていただきます。こういう形で皆様からご提案をいただいたことにつきましても真剣に受けとめ、よきところを吸収しながら、市政発展のためにこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

今後とも議員皆様方のより一層のご支援、ご指導を重ねてお願い申し上げ、閉会に当たります私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

下村議長 以上で平成27年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後 0時12分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 下 村 正 樹

議 会 副 議 長 赤 井 佐 太 郎

署 名 議 員 増 田 順 弘

署 名 議 員 藤 井 本 浩